

Q1 入札公告や特記仕様書などの契約図書はどこで入手できますか。

A1 当社ホームページの調達・お取引のページから入札情報公開システムにアクセスしてください。
⇒<https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006200600>

なお、契約書（案）や特記仕様書などのダウンロードの際にはパスワードが必要になります。パスワードは電子入札システムの案件概要又は入札指名通知書に記載しています。

Q2 入札情報公開システムに入札公告が掲載されますが、新着情報をお知らせしてくれるサービスはありますか。

A2 当社の入札情報について、RSS機能により最新の情報を配信をしていますので、お持ちの端末から受信登録の上、ご活用ください。

入札公告RSS一覧

⇒<https://www.c-nexco.co.jp/corporate/contract/notice/rsslist.html>

Q3 入札に参加するにはどのような書類が必要ですか。

A3 入札案件によって提出する書類が異なりますが、一般競争入札で必要となる基本的な書類は以下のとおりです。

書類名称	概要
競争参加資格確認申請書	申請の意思表示をしていただく書類であり、資料の表紙となります。
技術資料	入札参加するために必要な競争参加資格を確認させていただくための書類です。
共同企業体協定書案	特定建設共同企業体の競争参加資格を認める場合に必要となる書類です。

Q4 入札に参加したいのですが、競争参加資格確認申請資料の提出方法を教えてください。

A4 電子入札システムで入札を行うもの（工事、調査等）は当該システムで電子データでの提出が可能です。
また、電子データの容量が大きいもの（2 MBを超える場合）はメールでの提出も可能です。
詳しくは個々の発注案件で配布する契約図書の中の入札説明書又は技術資料作成要領をご覧ください。
なお、電子入札システムで入札を行わないもの（物品・役務）は郵送での提出となります。

Q5 契約図書に関する質問方法を教えてください。

A5 契約図書の中に質問書の様式がありますので、必要事項を記載の上、当社問い合わせ窓口（契約課）までメールにてお送りください。
ご質問に対する回答は、入札情報公開システムにより公開にて行います。

Q6 契約図書の中に参考見積の提出依頼がありましたが、提出した参考見積はどのように利用されますか。また提出の方法について教えてください。

A6 ご提出いただいた参考見積は、入札における契約制限価格の設定に用いる積算の参考資料とします。ご協力を賜りますよう、お願いいたします。
提出につきましては、メール又は郵送によりお願いします。（提出の際、表紙等は不要です。）

Q7 電子入札システムで入札指名通知が届きましたが、辞退する場合の手続きを教えてください。
また、参考見積の提出依頼がありました。これを辞退する場合にも手続きが必要ですか。

A7 指名の辞退については、電子入札システムにて、辞退の操作をしていただくことで手続きが完了します（紙面による辞退書の提出は不要です）。
また、参考見積の提出は任意ですので、辞退に係る手続きはありません。

Q8 NEXCO中日本の入札では現場説明を実施していませんが、現場を確認したい場合の手続きについて教えてください。

A8 当社問い合わせ窓口（契約課）まで電話にて申し出ください。折り返し担当者から日程等のご連絡をいたします。

Q9 公募併用型指名競争入札方式で発注された工事で、指名通知は受けていませんが、入札に参加する方法を教えてください。

A9 指名通知を受けていない場合でも、手続開始の公示に示す競争参加資格を満たしていれば入札に参加いただくことができます（公募での参加）。
契約図書の中に競争参加申請書がありますので、記載の上、郵送にてご提出ください。当社で申請書を受領後、電子入札システムにて参加の通知をいたします。
なお、公募で参加した場合の競争参加資格の確認は、開札後に落札予定者のみを対象に行います。

Q10 公募併用型指名競争入札方式で発注された工事で、指名通知は受けていません。契約図書のダウンロードに必要なパスワードの入手方法を教えてください。

A10 入札情報公開システムの各案件の発注情報閲覧ページの備考欄に記載しています。

Q11 年度発注予定工事の発注規模を知りたいのですが。

A11 計画的な受注計画を策定いただけるよう、2019年7月以降、発注見通し公表対象工事一覧表に発注規模の欄を追加しました。

2020年度発注見通し

⇒ <https://www.c-nexco.co.jp/corporate/contract/official/>

Q12 年度当初の工事発注見通し公表において、公表の対象は当該年度に発注される工事のみですか。

A12 公表した年度の翌年度の第1四半期の見通しまで公表しています。

Q13 間違いが無いように、作成した競争参加資格確認申請書類を提出前に確認してもらうことはできませんか。

A13 事前の確認は行っておりません。
入札手続きの公正を期するため、入札参加者や入札参加を希望される方との接触は原則行わないようにしておりますので、ご了承ください。

Q14 工事の一般競争入札における競争参加資格としての施工実績は、NEXCO中日本の実績でなければだめですか。

A14 競争参加資格としての施工実績は、NEXCO中日本の実績だけでなく、国・地方公共団体等の公共発注機関での実績も施工実績とすることができます。※

※調達案件により条件が異なりますので、詳しくは入札公告の競争参加資格「求める実績」表中の記載内容（特に注意書き）をご確認ください。

Q15 工事の一般競争入札における競争参加資格としての施工実績は、過去何年間の実績まで認められますか。

A15 競争参加資格としての施工実績は、過去15年間の実績となります。

Q16 工事の一般競争入札における競争参加資格としての施工実績に、交通規制工の施工実績が求められますか。

A16 交通規制工は競争参加資格としての施工実績は求めません。なお一部の工事種別では、総合評価落札方式（簡易型）における企業の評価として「交通規制工の実績」を加点評価しています。

Q17 工事の一般競争入札において求められる配置予定技術者は、競争参加資格確認申請書の提出時点で特定しなければいけませんか。

A17 配置技術者については、現場着手時までには特定し、配置いただければ結構です。
一般競争入札において、競争参加資格確認申請時には、入札参加要件である配置予定技術者の工事経験や資格証明に係る書類は求めないこととしています。入札不調の原因となる現場技術者不足の解消などを目的とするものです。

Q18 契約締結後に配置する技術者に求める工事経験は、過去何年間の経験まで認められますか。

A18 配置予定技術者の工事経験については、しゅん功した時期を問いません。

Q19 地元企業を優先しないのでしょうか。

A19 工事の工種・規模によっては、工事の施工県内に本店、支店又は営業所を有することを競争参加資格として設定する場合や、工事の施工県内で施工実績を有することを一般競争入札（総合評価落札方式【簡易型】）における企業の評価において加点評価する場合があります。

Q20 工事の一般競争入札（総合評価落札方式【簡易型】）における企業の評価のうち「災害時等の協力体制」に記載の災害応援協定に基づく活動実績とはどのような実績をさしますか。

A20 災害応援協定に基づく活動実績とは、災害応援協定に基づく災害復旧作業又は防災型発注方式による工事を実施したものをいいます。
なお、防災型発注方式による工事の対象工事は、令和元年7月以降にしゅん功した工事となります。
証拠書類として、災害復旧作業については、契約書の写しを、防災型発注方式による工事については、「防災型発注方式を適用」と記載された工事成績評定通知書を競争参加資格確認申請資料とともに提出をお願いします。

Q21 工事の一般競争入札（総合評価落札方式【簡易型】）における企業の評価のうち「中日本高速道路への貢献度」とはどのような実績をさしますか。

A21 「指名型見積協議方式」又は不成立後の「特命型見積協議方式」での工事実績をさします。入札不調の発生は、当社事業の計画的な実施に重大な支障となる場合があるため、上記方式で工事を実施していただいた方を加点対象することとしています。

Q22 工事の一般競争入札（総合評価落札方式【簡易型】）における企業の評価について、評価項目毎に別々の工事を提示しなければなりませんか。同一の工事でも良いですか。

A22 評価項目として実績等を求めるものについては、評価項目毎に「別々の工事によるもの」「同一の工事によるもの」のいずれでも差し支えありません。

Q23 工事の一般競争入札（総合評価落札方式【簡易型】）における企業の評価について、各評価項目にある当該工種とは何をさしていますか。

A23 当該工事の参加に必要な「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成31・32年度競争参加資格の工種をさしており、案件毎に入札公告に明示しています。

入札公告（2競争参加資格の記載例・遮音壁工事の場合）

(2) 当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成31・32年度競争参加資格における「**道路付属物工事**」の資格を有する者であること。

(6) 「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく**道路付属物工事（平成28年度以前の発注にあっては遮音壁工事）（以下「当該工種」という。）**について、中日本高速道路株式会社での過去2年間（平成29・平成30年度）における各年度の工事成績の平均点が2年連続65点未満でないこと。ただし、各年度の実績がない場合は65点とする。

Q24 工事の一般競争入札（総合評価落札方式）において、提出した「技術提案」や「施工計画」が評価されませんでした。どのような要因がありますか。

A24 入札公告や説明書等に定める留意事項が守られていない場合に、減点する場合や評価しない場合があります。

作成に際しては、入札公告や説明書等を十分にご確認いただきますよう、お願いいたします。

【技術提案を記載する場合に留意する事項の例】

○以下の場合、該当する技術提案を減点の対象とする場合がある。

・技術提案の内容に目的、実施する内容又は施工箇所が具体的に記載されていない場合

Q25 工事の一般競争入札（総合評価落札方式【技術提案評価型】）において、安全に対する提案を行う場合に留意する点を教えてください。

A25 安全に関する技術提案を実施するにあたっては、特記仕様書記載の「土木工事共通仕様書1-66 工事中事故防止対策（安全に関する新技術）提案に関する事項」の定義に該当する事項の提案は加点評価の対象となりません。また、受注後の提案からも除外され、その費用は当初入札金額に含まれる取り扱いとなりますので、ご注意ください。

【加点評価の対象とならない技術提案の例】

- ・重機と人との接触を防止するため、センサー等により事前に感知、警告するシステム

Q26 工事の一般競争入札（総合評価落札方式【簡易型】）における簡易な施工計画について、字数制限がありますが、字数のカウント方法について教えてください。

A26 字数については以下のとおりカウントします。

- ・カナ、英数字は半角の場合も1文字としてカウント
- ・句読点は1文字としてカウント
- ・()、「」、→等の記号はそれぞれ1文字としてカウント
- ・km、m²、N/m²等の単位は1文字としてカウント

Q27 「入札公告のお知らせ」という F A Xが届いたのですが。

A27 一般競争入札において入札参加者が少ないと見込まれる調達案件について、入札公告を公開したことを知っていただくために行っています。

Q28 支店などにおいて入札・見積に参加したいのですが、委任などの手続きが必要になりますか。年間委任状の提出が必要でしょうか。

A28 入札及び契約手続きに関する権限を支店長などが有している場合には、委任手続きは不要です。

※令和2年3月から委任状の様式を変更したことにより、年間委任状を廃止しました。また、これに付随する「印鑑証明書」、「使用印鑑届」、「委任状及び印鑑証明書」の提出についても不要です。

Q29 NEXCOの単価ファイルはどこで閲覧できますか。

A29 当社ホームページで公表しておりますので、そちらをご確認ください。

積算基準の改定に関するお知らせ

⇒<https://www.c-nexco.co.jp/topics/386.html>

Q30 工事の入札時に提出することとなっている単価表（又は工事内訳書）の提出方法を教えてください。

A30 電子入札システムによりご提出ください。
なお、提出の際は、拡張子（エクセル）は変更しないようにお願いします。

Q31 入札を辞退した場合、資格登録停止措置などのペナルティを受けることはあるか。

A31 入札前の辞退であれば何ら不利益な取り扱いを受けることはありませんが、入札後に契約を辞退する場合や低入札価格調査を辞退する場合には、資格登録停止措置を行うことがあります。

Q32 低入札価格調査の資料提出についての要請を受けましたが、どのように資料を作成すれば良いですか。

A32 低入札価格調査の作成様式は、当社ホームページの調達・お取引のページから契約関係規程・要領にアクセスしてください。

⇒<https://www.c-nexco.co.jp/corporate/contract/point/>

工事案件に係る作成方法につきましては、契約図書の中の「低入札価格調査資料の記入方法」を参考にしてください。

Q33 工事の入札において、「見積協議方式に移行する」との通知がありましたが、どのように対応すれば良いですか。

A33 契約図書の中の「見積協議方式に移行した場合の確認協議資料の作成について」を参考に資料を作成して、ご提出をお願いします。
なお、確認協議の対象となる単価項目（確認対象項目）については、別途当社問い合わせ窓口（契約課）からご連絡いたします。

Q34 工事の入札において、入札公告や入札指名通知書に「本工事の競争入札では見積協議方式を適用する。」と記載がありますが、契約制限価格を上回っていても契約できるのですか。

A34 見積協議方式は、全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に適用する方式です。
最低価格を提示した者（総合評価落札方式では総合評価点の最も高い者）の1者を特定し、当社の設計価格と入札価格の算出方法の相違点を確認する協議（確認協議）を実施した上で、契約を締結します。その後、施工実態を調査し、確認協議の協議事項と差異があった場合には、変更契約を求めることがあります。
なお、総合評価方式の場合の技術提案書は「有効」なものとします。